

- (4) 木更津市空家等対策の推進に関する規則及び  
木更津市空家等対策協議会会議運営要領の一部改正について

# はじめに

## 空家対策の推進に関する特別措置法

(協議会)

第7条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を

行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3 前2項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

このことから、木更津市空家等対策協議会会議運営要領に必要な事項を定めている。

# 木更津市空家等対策協議会会議運営要領について

## 現状

協議会の組織に係る規定が協議会運営要領に規定されている。

## 改正概要

協議会の組織に係る規定を条例規則に定めるため、削除する。

会長・副会長を委員の互選で決することのみ、運営に関する事項として残す。

# 木更津市空家等対策の推進に関する規則について

## 現状

- ①協議会の組織に係る規定が協議会運営要領に規定されている。
- ②略式代執行に係る執行責任者証の携帯・提示義務についての規定がない。
- ③略式代執行の根拠規定が記載された執行責任者証の規定がない。

# 改正概要

①協議会の組織に係る規定が協議会運営要領に規定されている。

⇒新第3条を追加し、協議会の組織に係る規定を記載。

②略式代執行に係る執行責任者証の携帯・提示義務についての規定がない。

⇒新第22条第2項を追加し、携帯・提示義務を規定。

③略式代執行の根拠規定が記載された執行責任者証の規定がない。

⇒新第22条第3項を追加し、

第22号様式を変更し、略式代執行の根拠規定を追加。